

意見書

平成 23 年 10 月 12 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 100-8116

とうきょうと ちよだく おおてまち にちようめ

住所 東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号

名称及び代表者の氏名

にっぽん でんしんでんわ かぶしきがいしゃ

日本電信電話株式会社

みうら さとし

代表取締役社長 三浦 惺

「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正案及び NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン案についての意見募集」に関し、別紙の通り意見を提出します。

連絡先 経営企画部門 企画担当 [REDACTED]  
電話番号 : [REDACTED]  
e-mail : [REDACTED]

## 日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正案及び NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン案についてのNTTの考え方

NTTグループは、従来より、活用業務を営むにあたり、日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT法」という。)等の法令及びNTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン(以下、「公正競争ガイドライン」という。)を遵守し、公正競争の確保に取り組んで参りました。

今回の公正競争ガイドラインの改正内容についても遵守し、公正競争の確保について、引き続き厳正に対処していく考えです。

NTT東西の活用業務については、2001年(平成13年)のNTT法等の改正により、本来業務である地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼさないことを要件として業務範囲の拡大が可能とされ、NTT東西は、これまで、IP電話サービスの県間伝送等役務に係る料金設定等について、認可を得て実施して参りました。

しかしながら、活用業務制度の導入からこの約10年の間に、情報通信の分野においては、固定通信だけでなく移動通信のブロードバンド化が進展し、ユーザは多種多様なブロードバンドアクセスの中から自由に選択するなど、技術革新やビジネスモデルの変化が構造的かつグローバルに生じています。

また、近年では、従来の電気通信事業者以外、すなわち端末やコンテンツ・アプリケーションを提供する国内外のハード・ソフトベンダーが自在に通信サービス(電話、メール等)も提供し、ユーザの選択肢は国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが日本国内で提供する通信サービスにまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしています。

このように、固定と移動の融合、IP・ブロードバンド化、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といったパラダイムシフトにより、市場環境・競争環境が劇的に変化する中、NTT東西のみに課されている業務範囲規制は、現在の市場環境・競争環境にそぐわなくなっていることから、ユーザの利便性を損ねるとともに、更なるIP・ブロードバンドサービスの普及拡大、ひいてはICT利活用の促進の障害にもなると考えられます。

こうした観点から、活用業務等については、より一層柔軟な事業展開が可能となるよう、届出期間の更なる短縮等の見直しを要望いたします。

以上